審査基準(公表用)

様式第3号

				щ —-						1.4	->1.
							<u>所</u>	管部 (局)・課	長	寿社会護	<u> </u>
法令名		社会福祉士及び介護福祉士法				沒	 卡令番号	号 昭和 62 年法律第 30 号			
=	手続名	登録研修機関の登録				村	艮拠条項	附則第4条第2項			
	 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和61年法律第30号) 附則第6条~第8条、第10条及び第12条 (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号) 附則第10条~第14条 										
審	(3)喀痰吸引等研修実施要綱について(平成 24 年社援発 0330 第 43 号)										
査											
基											
準											
					·	1					
受付	長寿社会	処理	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	標準	標準処理期間(閉庁日を 14日 含めない)			目次	
機関		課機関				含約				No.	
一版美		(茂美)					標準経由	 #期間	日	INO.	